

中小・小規模事業者 賃上げ緊急支援金

長崎県では、最低賃金の大幅な引き上げにより、特に影響を受ける県内中小・小規模事業者の負担軽減のため、

緊急的な措置として **15万円の支援金** を支給します。

申請の受付は令和8年 **6月1日** から開始します。

※支援金事務局を5月18日開設

支給額

1事業者につき、**15万円**

※申請は1事業者（1企業又は1団体）につき1回のみ

対象者

従業員を **1名以上雇用する** 県内中小・小規模事業者

必要書類

- ①申請書
- ②原則1名の雇用保険被保険者証（事業者控え）の写し
- ③法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（個人事業主の場合は青色申告書の写し）
- ④県税及び国税の未納がないことを証明する証明書の写し

など

【お問い合わせ先】

中小・小規模事業者賃上げ緊急支援金事務局

受付時間：9時00分～17時45分（平日のみ）

TEL：095-893-6260

※5月18日から相談対応開始

詳細はこちら

5月18日からHP開設

